

富山大学芸術文化学部規則

平成17年10月1日制定	平成18年2月16日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成22年6月9日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成26年4月1日改正
平成27年3月5日改正	平成28年2月10日改正
平成29年2月8日改正	平成30年2月14日改正
平成31年2月13日改正	令和元年9月24日改正
令和2年1月15日改正	令和3年3月10日改正
令和4年2月9日改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、富山大学芸術文化学部（以下「本学部」という。）の教育研究上の目的、授業科目、履修方法、試験、卒業、研究生及び科目等履修生等に関する事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、芸術文化に対する感性と幅広い分野の知識・技術を活用し、人間と自然や社会との関わりを見つめ、そこに存在する数々の問題を発見し、解決しようと自発的に行動する意欲的な人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 本学部に芸術文化学科を置く。

(教員組織)

第2条の2 芸術文化学科に、学則第7条第2項に定める教員組織として芸術文化学講座を置く。

(授業科目、履修方法及び履修期間)

第3条 本学部の教育課程は、専門教育科目（本学部が開設する授業科目をいう。以下同じ。）及び教養教育科目（富山大学教養教育履修規則第5条第2項に規定する教養教育の授業科目をいう。以下同じ。）により編成する。

2 専門教育科目の種類、単位数及び履修方法は、別表Ⅰのとおりとする。

3 教養教育科目及びその単位数、修得単位数その他履修に関することは、富山大学教養教育履修規則の定めるところによる。

4 履修期間は4年とする。

(履修科目の登録の上限)

第3条の2 学生が各年次にわたって適切に専門教育科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定めるところによる。

2 学部が別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(卒業に必要な修得単位数)

第4条 学生は、卒業に必要な修得単位数として、別表Ⅱに定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第5条 専門教育科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

第6条 学生は、履修しようとする専門教育科目について、あらかじめ所定の期間内に履修申告をしなければならない。

(他の学部の授業科目の履修等)

第7条 学則第63条の規定により、本学部学生が他学部の授業を履修しようとするときは、所定の手続きにより当該他学部長の許可を得なければならない。

2 学部長は、教授会の意見を聴いて、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、卒業要件単位に含めることができる。

第8条 他学部学生が所定の手続きにより本学部の授業科目の履修を願い出たときは、学部長はこれを許可することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 学部長は、本学部学生が、学則第64条の規定により、他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において、当該大学の授業科目の履修を願い出たときは、教授会の意見を聴いて、許可することができる。

2 学部長は、教授会の意見を聴いて、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、第7条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条 学部長は、教授会の意見を聴いて、学則第65条第1項の規定により、学生の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学

修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数の認定）

第 11 条 学部長は、教授会の意見を聴いて、学則第 66 条第 1 項の規定により、本学部入学前に他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学部入学後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第 9 条及び前条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（試験及び教育課程の修了認定）

第 12 条 所定の専門教育科目を履修し、試験に合格したものには単位を認定する。

- 2 試験は、学期末又はターム末に筆記試験その他の方法により行うものとする。

第 13 条 専門教育科目の成績は、100 点を満点として、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格、不可を不合格とする。ただし、本学部が認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

秀	90 点以上
優	80 点以上 90 点未満
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満
不可	60 点未満

第 14 条 教育課程の修了は、教授会の意見を聴いて、学部長が認定する。

（追試験）

第 15 条 学生が、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。

- 2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

（再履修）

第 16 条 成績評価の結果、成績が不可と評価された授業科目の単位を修得する場合は、次学期又は次ターム以降に開講される当該授業科目を再履修することができる。

- 2 再履修に関し必要な事項は、別に定める。

（再試験）

第 17 条 成績評価の結果、専門教育科目の成績が不可と評価され再履修ができない特段の事情があると認められる場合に限り、再試験を受けることができる。

- 2 再試験に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部, 再入学, 編入学及び転入学)

第 18 条 学長は, 転学部, 再入学, 編入学及び転入学を希望する者があるときは, 教授会の意見を聴いて, これを許可することができる。

第 19 条 転学部, 再入学, 編入学及び転入学を願い出た者に対する出願書類及び選考試験等については, 別に定める。

(建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

第 20 条 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 14 条第 1 号に規定する一級建築士試験の受験資格並びに同法第 15 条第 1 号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を取得しようとする者は, 別に定める単位を修得しなければならない。

(学芸員資格)

第 21 条 学芸員となる資格を取得しようとする者は, 博物館法(昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号)が定める所要単位を修得しなければならない。

(研究生)

第 22 条 研究生として入学を志願する者は, 次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書(写真添付)
- (3) 最終出身学校の卒業又は修了証明書
- (4) 在職中の者は, 所属長の承諾書
- (5) その他本学部が指定する書類

(科目等履修生)

第 23 条 科目等履修生として入学を志願する者の提出書類については, 前条の規定を準用する。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 教授会の意見を聴いて, 学部長が別に定める。

附 則

この規則は, 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は, 平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は, 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 20 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 21 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 22 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 23 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 25 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 26 年度以前の入学者については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 27 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 28 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 29 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 30 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前の入学者については、改正後の第 21 条の規定の適用を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和２年度以前の入学者については、改正後の第７条及び第８条の規定の適用を除き、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。なお、令和３年度以前の入学者については、従前の例による。

別表I

授業科目及び単位数等

1. 専門教育科目（共通科目）

科目名	単 位 数	の 必 別 修 / 選 択 等
導入I-A	1	◎
導入I-B	1	○※1
導入I-C	2	○※1
導入I-D	2	○※1
美術表現A	2	○※1
美術表現B	2	○※1
導入II-A	2	○※2
導入II-B	2	○※2
導入II-C	2	○※2
導入II-D	2	○※2
導入II-E	2	○※2
導入II-F	2	○※2
博物館概論	2	
美学	2	
日本美術史	2	
西洋美術史	2	
東洋美術史	2	
芸術デザイン史	2	
伝統文化論	2	
風景資源論A	2	
人間工学概論	2	
プレゼンテーション演習	2	
まちづくり	2	
工芸技法・材料	2	
コミュニケーションデザイン概論	2	
CG入門演習（3D）	2	
English for Art I	2	
English for Art II	2	
English for Art III	2	
インターンシップ実習	1又は2	
海外語学研修	1	

※選択必修科目12単位の修得方法について

導入I-B~Dと美術表現A~B（※1）から6単位、導入II-A~F（※2）から6単位を修得すること。

備考

- ・◎は必修科目，○は選択必修科目，空欄は選択科目を示す。
- ・この表に掲げる授業科目のほか，「特別講義」「特別演習」「特別実習」を設けることができることとし，科目名及び単位数はその都度定める。
- ・選択必修科目において，卒業要件単位数を超えて履修した場合は，選択科目として取り扱う。

2. 専門教育科目(特色科目)

科目名	単 位 数	必修 ／ 別選 択等 の
絵画技法・材料演習	2	
絵画基礎A	2	
絵画基礎B	2	
絵画基礎C	2	
絵画A	2	
絵画B	2	
絵画C	2	
絵画D	2	
彫刻立体基礎演習	2	
彫刻立体A	2	
彫刻立体B	2	
彫刻立体C	2	
彫刻立体D	2	
彫刻立体技法演習	2	
工芸実習（金工）A	2	
工芸実習（金工）B	2	
工芸実習（金工）C	2	
工芸実習（金工）D	2	
工芸実習（金工）E	2	
工芸実習（漆基礎）A	2	
工芸実習（漆基礎）B1	1	
工芸実習（漆基礎）B2	1	
工芸実習（漆加飾）A1	1	
工芸実習（漆加飾）A2	1	
工芸実習（漆加飾）B1	1	
工芸実習（漆加飾）B2	1	
工芸実習（漆加飾）C	2	
デザイン入門	2	
デザイン基礎（ビジュアルデザイン演習）	2	
デザイン基礎（プロダクトデザイン演習）	2	
デザインマネジメント概論	2	
デザイン展開（ビジュアルデザイン実習）	2	
デザイン展開（プロダクトデザイン実習）	2	
デザインプロジェクトA（デザインマネジメント）	2	
デザインプロジェクトB（クラフトデザイン）	2	
デザインプロジェクトD（ビジュアルデザイン）	2	
デザインプロジェクトE（トランスポートデザイン）	2	
建築計画	2	
建築論	2	
西洋建築史	2	
近・現代建築意匠	2	
日本・東洋建築史	2	
人と空間	2	
環境工学	2	
環境工学設計演習	2	
建築設備	2	
材料力学	2	
構造力学1	2	
構造力学2	2	
構造計画	2	
木質構造実習（木造軸組住宅）	2	
建築構造	2	
建築インテリア構法	2	
建築材料	2	
木質建築材料実験	2	
建築生産	2	
建築法規	2	
建築製図	2	

建築再生実測演習	2	
空間デザインA（シェルター）	2	
空間デザインC（戸建住宅）	2	
空間デザインD（集合住宅）	2	
空間デザインE（非木造の特殊建築物）	2	
空間デザインF（建築再生）	2	
空間デザインG（複合建築）	2	
CADを用いた建築プレゼンテーション	2	
暮らしとインテリア	2	
文化財分析法	2	
地域再生論	2	
文化政策概論	2	
文化政策各論	2	
文化政策論演習	2	
美学各論	2	
美学演習A	2	
美学演習B	2	
日本・東洋美術史演習	2	
アートマネジメント概論	2	
アートマネジメント演習	2	
伝統文化論演習	2	
地域文化調査演習	2	
風景資源論演習	2	
風景資源論B	2	
キュレーション研究（美学）	2	
キュレーション研究（日本・東洋美術史）	2	
キュレーション研究（アートマネジメント）	2	
キュレーション研究（風景資源論）	2	
キュレーション研究（伝統文化と音楽）	2	
メディア表現基礎	2	
メディア表現A	2	
メディア表現B	2	
メディア表現C	2	
メディア表現D	2	
メディア表現E	2	
ジェンダーと創作	2	
文学と芸術	2	
身体文化論演習	2	
地球環境と人間	2	
材料の科学（プラスチック）	2	
材料の科学（塗料）	2	
材料の科学（金属材料学）	2	
素材と技術（金属・無機材料）	2	
デザインのためのデータ活用実習	2	
働態学	2	
遠近法	2	
デジタルコンテンツ	2	
デジタルコンテンツ演習	2	
コンピュータグラフィックス	2	
Web演習 I	2	
Web演習 II	2	

備考

- ・「必修/選択等の別」の空欄は選択科目を示す。
- ・この表に掲げる授業科目のほか，「特別講義」「特別演習」「特別実習」を設けることができることとし，科目名及び単位数はその都度定める。

3．専門教育科目（卒業研究・制作）

	単 位 数	必 修 の ／ 別 選
卒業研究・制作Ⅰ	4	◎
卒業研究・制作Ⅱ	4	◎

備考

- ・◎は選択科目を示す。

2. 専門教育科目(特色科目)

科目名	単位数	必修 等 の 別 選 択
絵画技法・材料演習	2	
絵画基礎A	2	
絵画基礎B	2	
絵画基礎C	2	
絵画A	2	
絵画B	2	
絵画C	2	
絵画D	2	
彫刻立体基礎演習	2	
彫刻立体A	2	
彫刻立体B	2	
彫刻立体C	2	
彫刻立体D	2	
彫刻立体技法演習	2	
工芸実習（金工）A	2	
工芸実習（金工）B	2	
工芸実習（金工）C	2	
工芸実習（金工）D	2	
工芸実習（金工）E	2	
工芸実習（漆基礎）A	2	
工芸実習（漆基礎）B1	1	
工芸実習（漆基礎）B2	1	
工芸実習（漆加飾）A1	1	
工芸実習（漆加飾）A2	1	
工芸実習（漆加飾）B1	1	
工芸実習（漆加飾）B2	1	
工芸実習（漆加飾）C	2	
デザイン入門	2	
デザイン基礎（ビジュアルデザイン演習）	2	
デザイン基礎（プロダクトデザイン演習）	2	
デザインマネジメント概論	2	
デザイン展開（ビジュアルデザイン実習）	2	
デザイン展開（プロダクトデザイン実習）	2	
デザインプロジェクトA（デザインマネジメント）	2	
デザインプロジェクトB（クラフトデザイン）	2	
デザインプロジェクトD（ビジュアルデザイン）	2	
デザインプロジェクトE（トランスポートデザイン）	2	
建築計画	2	
建築論	2	
西洋建築史	2	
近・現代建築意匠	2	
日本・東洋建築史	2	
人と空間	2	
環境工学	2	
環境工学設計演習	2	
建築設備	2	
材料力学	2	
構造力学1	2	
構造力学2	2	
構造計画	2	
木質構造実習（木造軸組住宅）	2	
建築構造	2	
建築インテリア構法	2	
建築材料	2	
木質建築材料実験	2	

備考

- ・「必修/選択等の別」の空欄は選択科目を示す。
- ・この表に掲げる授業科目のほか、「特別講義」「特別演習」「特別実習」を設けることができることとし、科目名及び単位数はその都度定める。

3. 専門教育科目（卒業研究・制作）

	単位数	必修 等 の 別 選 択
卒業研究・制作Ⅰ	4	◎
卒業研究・制作Ⅱ	4	◎

備考

- ・◎は選択科目を示す。

科目名	単位数	必修 等 の 別 選 択
建築生産	2	
建築法規	2	
建築製図	2	
建築再生実測演習	2	
空間デザインA（シェルター）	2	
空間デザインC（戸建住宅）	2	
空間デザインD（集合住宅）	2	
空間デザインE（非木造の特殊建築物）	2	
空間デザインF（建築再生）	2	
空間デザインG（複合建築）	2	
CADを用いた建築プレゼンテーション	2	
暮らしとインテリア	2	
文化財分析法	2	
地域再生論	2	
文化政策概論	2	
文化政策各論	2	
文化政策論演習	2	
美学各論	2	
美学演習A	2	
美学演習B	2	
日本・東洋美術史演習	2	
アートマネジメント概論	2	
アートマネジメント演習	2	
伝統文化論演習	2	
地域文化調査演習	2	
風景資源論演習	2	
風景資源論B	2	
キュレーション研究（美学）	2	
キュレーション研究（日本・東洋美術史）	2	
キュレーション研究（アートマネジメント）	2	
キュレーション研究（風景資源論）	2	
キュレーション研究（伝統文化と音楽）	2	
メディア表現基礎	2	
メディア表現A	2	
メディア表現B	2	
メディア表現C	2	
メディア表現D	2	
メディア表現E	2	
ジェンダーと創作	2	
文学と芸術	2	
身体文化論演習	2	
地球環境と人間	2	
材料の科学（プラスチック）	2	
材料の科学（塗料）	2	
材料の科学（金属材料学）	2	
素材と技術（金属・無機材料）	2	
デザインのためのデータ活用実習	2	
働態学	2	
遠近法	2	
デジタルコンテンツ	2	
デジタルコンテンツ演習	2	
コンピュータグラフィックス	2	
Web演習Ⅰ	2	
Web演習Ⅱ	2	

別表 II
卒業要件単位

卒業要件単位数	区分ごとに必要な単位数		
124単位	教養教育科目： 26単位以上 38単位まで		
	専門教育科目： 86単位以上	共通科目：20単位	必修 1 単位 選択必修 12 単位 選択7単位
		特色科目：20単位	選択 20 単位
		卒業研究・制作：8単位	必修8単位

・以下の科目の修得単位を専門教育科目の単位に含むことができる。ただし、共通科目、特色科目及び卒業研究・制作の卒業要件単位に含めることはできない。

- ① 他学部履修科目
- ② 「大学コンソーシアム富山」単位互換科目
- ③ その他、教務委員会が認めた科目